

諏訪地域以外の医療機関等で産後ケアを受けられる方へ (長野県助産師会に加入していない助産院、諏訪地域以外の県内の病院、県外の病院・助産院でケアを受ける場合)

里帰り等の都合により、諏訪地域以外の医療機関等で産後ケアをご希望の場合は、下記をご確認の上、ケアをお受けください。

1 対象者

産後ケアを受ける日に下諏訪町に住所があり、産後1年未満の方

ただし、保険適用で入院やケアを受ける場合は対象外です。

産後ケアとは、「産後の母体管理や生活指導」、「授乳に関する相談」、「育児に関する相談」、「心理的ケア」「療養上の世話」等です。

2 助成額等

○宿泊型・通所型・訪問型のケアを受ける場合

・諏訪地域でケアを受ける場合と同額の補助額になります。詳細は別紙「下諏訪町産後ケア事業について」のチラシをご覧ください。

○相談型のケアを受ける場合（医療機関等へ行きケアを受ける場合）

・お手元にある、産後ケア助成券（黄色の1,000円券）の枚数分のケアにかかった費用を助成します。

※通所型は医療機関等に1日滞在しケアを受けるものです。（例：午前10時～午後4時まで）

通所型と相談型の区分の判断は、1日程度滞在するかどうかでお考えください。

3 ケアを受ける方法

(1) 利用を希望される場合は、必ず保健センターにご連絡ください。ご希望の医療機関等を決めておいていただくと、手続きがスムーズです。

(2) 宿泊型・通所型・訪問型を利用する場合は、利用申請書を保健センターへ提出してください。やむを得ない場合は、利用後の提出でも構いません。

(3) 保健センターから医療機関等と直接やりとりさせていただき、支払い方法について検討させていただきます。以下(3)-1又は(3)-2いずれかの方法をご案内させていただきます。

(3)-1 町負担額（上限あり）を除いた自己負担分のみを医療機関等にお支払いいただくケース
自己負担分をお支払い後は、手続きは必要ありません。ケアをお受けください。

(3)-2 ケア料金の全額を医療機関等にお支払いいただくケース
償還払いの手続きが必要です。以下償還払いの場合の助成金申請の流れのとおり進めてください。



償還払いの場合の助成金申請の流れ

- ① 費用は、利用した医療機関等に全額自費で支払ってください。その際、領収書と明細書（ある場合）を受け取り、申請が完了するまで大切に保管してください。明細書が無い場合は、利用した医療機関等でもらった産後ケアの案内等、受けたケアがわかるものを保管してください。

② 補助金申請手続き

産後1年以内に以下の提出書類とともに下諏訪町保健センターへ申請手続きを行ってください。

＜提出・持参書類＞

- 下諏訪町産後ケア事業助成金申請書兼請求書（保健センターにてお渡し又は町ホームページよりダウンロードできます）
- 医療機関等で発行された領収書と明細書
- 相談型の場合：未使用の産後ケア助成券
- 振込先の確認できるものの写し（通帳、キャッシュカードの写しなど）
- 母子健康手帳

③ 町から交付決定通知書を郵送し、補助金を振り込みます。

4 その他

- 下諏訪町外に住民票を移した後に受けたケアは、補助を受けられません。
- 里帰りから戻った後、諏訪地域の医療機関（チラシに掲載されている施設）や長野県助産師会加入の助産院で産後ケアを受ける場合は、
【宿泊・通所型・訪問型】
今回補助を受けた日数の残りの日数（回数）分のみご利用ができます。
【相談型】
残りの産後ケア助成券の枚数分のケアが受けられます。
- ご不明な点等ありましたら、下諏訪町保健センターまでご連絡ください。

下諏訪町保健福祉課保健予防係 （下諏訪町保健センター） 電話：0266-27-1111（内線：290.291） 0266-27-8384（直通）
